

●香川県告示第241号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）第3条の規定に基づき、香川県がん検診受診者数調査を次のとおり実施する。

令和4年8月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

香川県がん検診受診者数調査

(2) 目的

本県における今後のがん検診の受診率向上等の施策に活用するため、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく病院及び診療所（以下「医療機関」という。）のうち、がん検診を実施している県内の医療機関において実施されたがん検診の受診者数を把握する。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

県内全域

(2) 属性的範囲

県内の医療機関（過去の同種の調査でがん検診を実施していないことが判明している医療機関を除く。）

3 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん及び前立腺がんの検診受診者数及び性別受診者数

(2) 基準となる期間

調査対象となる検診実施期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 報告を求める者

2(2)に基づいて作成された病院・診療所リストに登載された532の医療機関

5 報告を求めるために用いる方法

県内の医療機関に調査票を郵送により配布し、同封の返信用封筒により回答を回収する。

6 報告を求める期間

令和4年9月13日から同年11月10日まで